

事務総局会議（第2回）議事録	
日時	平成28年1月26日（火）午前10時00分～午後零時20分
場所	総局会議室
出席者	戸倉事務総長，平城総務局参事官，堀田人事局長，笠井経理局長，菅野民事局長兼行政局長，平木刑事局長，和波家庭局第一課長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官，小泉司法研修所長，秋吉裁判所職員総合研修所長
議事	1 平成28年度の裁判官研修に関する重要事項について 小泉司法研修所長説明（別紙第1） 2 平成28年度裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要事項について 秋吉裁判所職員総合研修所長説明（別紙第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
秘書課長 氏本 厚司	

(別紙第 1)

事務総局会議資料
(/ 月 26 日開催)

【資料】

平成 28 年度の裁判官研修に関する重要事項 (案)

1 判事・判事補の集合研修 (実施場所は司法研修所)

(1) 職務導入研修等 (新たな職務等に就いた際の研修)

期間は 1 日から 5 日程度

- ① 新任判事補 (おおむね 100 人)
- ② 3 年目の判事補 (おおむね 100 人)
- ③ 判事任官者 (おおむね 100 人)
- ④ 中堅判事 (おおむね 30 人)
- ⑤ 部総括 (50 人から 60 人程度)
- ⑥ 中堅部総括 (20 人から 30 人程度)
- ⑦ 支部長 (50 人から 60 人程度)
- ⑧ 弁護士任官者 (任官直後)

(2) 基本分野系 (基本的な裁判分野に関する研修)

民事 2 本, 刑事 2 本, 家事, 少年

期間は 2 日から 3 日程度

30 人から 50 人程度

(3) 専門分野系 (専門的な分野に関する研修)

民事, 刑事, 行政, 労働に関する実務研究会のほか, 行政, 金融経済, 医療, 建築, IT, 知的財産権に関する基礎研究会

合計 20 本

期間は 2 日から 3 日程度

20 人から 50 人程度

(4) 基盤系 (一般的資質・能力を高めるための研修)

裁判基盤研究会 (裁判と社会との関わり等をテーマ) 3 本, 知的基盤研究会

(主体的な思考力を高めること等自己研さんの動機付けを目的) 2本

期間は2日から3日程度

30人程度

(5) 特別研究会(時宜に応じたテーマを取り上げる研修)

8本程度

期間は2日程度

20人から50人程度

2 簡裁判事の集合研修(実施場所は司法研修所)

期間は2日から4日程度(新任者を対象とする(1)は5日程度, (2)は1か月程度)

おおむね20人から50人程度(新任者を対象とするものは発令数に応じる。)

(1) 新任簡裁判事導入研修(任官直後)

(2) 新任簡裁判事研修(半年目)

(3) 簡裁判事基礎研究会(2年目)

(4) 簡裁判事民事実務研究会

(5) 簡裁判事刑事実務研究会

(6) 簡裁判事特別研究会(時宜に応じた個別テーマ)

3 判事・判事補の派遣型研修(実施場所は派遣先)

民間等短期(2週間, 30人程度), 民間等長期(1年, 10人程度), 知財
長期(4か月, 1人程度), 知財短期(2週間, 2人程度)を予定

4 司法研究

民事分野で1本を行う予定

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(1 月 26 日開催)

【資料】

平成 28 年度裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要事項（案）

1 中央研修

実施場所は裁判所職員総合研修所（司法研修所と合同実施の場合は司法研修所で実施する場合もある。）

(1) 管理者層

研修期間は 2 日から 5 日程度，参加者は，首・次席書記官，首・次席家裁調査官，次長等 10 人から 100 人程度

ア 研修計画協議会

イ 首席書記官研究会

ウ 首席家庭裁判所調査官研究会

エ 管理者研究会

オ 管理者研究会（支部運営）

カ 次席家庭裁判所調査官等研究会

(2) 中間管理者層

研修期間は 2 日から 4 日程度，参加者は，主任書記官，主任家裁調査官，課長補佐等 30 人から 300 人程度

ア 中間管理者（裁判部）研修

イ 中間管理者（事務局）研修

ウ 研修指導研究会

エ 実務指導研究会

オ 主任家庭裁判所調査官研修

(3) 書記官・家裁調査官・係長等層

研修期間は 2 日から 5 日程度，参加者は，書記官，家裁調査官，係長等 20 人から 100 人程度

ア 各種事件（民事・刑事・家事・少年）の実務上の課題についての研究を行う実務研究会

(ア) 民事実務研究会

(イ) 刑事実務研究会

(ウ) 家事実務研究会

(エ) 家事特別研究会

(オ) 少年実務研究会

イ 各官職・役職の専門性を高めるための研修

(ア) 家庭裁判所調査官特別研修

(イ) 家庭裁判所調査官専門研修

- (ウ) 家庭裁判所調査官応用研修
- (エ) 速記官中央研修
- (オ) 係長等（総務担当）研修
- (カ) 係長等（人事担当）研修
- (キ) 係長等（会計担当）研修
- (ク) 研修事務担当者研修
- (4) 新採用職員
 - 総合職採用職員初任研修
 - 研修期間は3日程度、参加者は、総合職採用職員50人程度
- (5) CA研修実務試験
 - 研修期間は80日程度、参加者は、裁判所書記官任用試験の口述試験合格者50人程度、実務研修の実施場所は各実施庁
- (6) その他
 - 研修期間は2日から4日程度、参加者は、執行官、書記官、家裁調査官、事務官等10人から120人程度
 - ア 執行官の執務能力向上をめざした研修
 - (ア) 総括執行官研究会
 - (イ) 執行官実務研究会
 - (ウ) 新任執行官研修
 - イ 情報関係スキルの向上や意識の高揚を目的とした研修
 - (ア) 情報セキュリティ研修
 - (イ) 情報処理研修
- 2 高裁委嘱研修
 - 実施場所は各高等裁判所
 - (1) 管理者層
 - 次席家庭裁判所調査官等実務研究会
 - 研修期間は1日程度、参加者は、次席家裁調査官等50人程度
 - (2) 中間管理者層
 - 新任中間管理者研修
 - 研修期間は5日程度、参加者は、新たに主任書記官等になった者等250人程度
 - (3) 書記官・家裁調査官・係長等層
 - 研修期間は3日から11日程度、参加者は、書記官、家裁調査官、係長等240人から400人程度
 - ア 書記官ブラッシュアップ研修
 - イ 家庭裁判所調査官実務研究会

ウ 新任係長研修

(4) 事務官等層

研修期間は2日から11日程度、参加者は、事務官等100人から250人程度

ア 事務官専門研修

イ ジャンプアップ研修

ウ 事務官法律研修

(5) 新採用職員

新採用職員研修

研修期間は5日程度、参加者は、新採用職員等360人程度

3 自庁研修等

実施場所は各実施庁

フレッシュセミナー（参加者は新採用職員等）、フォローアップセミナー（参加者は採用後1年程度の事務官等）、ステップアップ研修（参加者は採用3年目の事務官等）等

4 研究

実施場所は、裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等、研究期間は1か月から1年程度、参加者は、書記官、家裁調査官等2人から20人程度

(1) 合同実務研究

(2) 書記官実務研究

(3) 家庭裁判所調査官実務研究

(4) 家庭裁判所調査官関係機関特別研究

5 養成

(1) 裁判所書記官養成課程

ア 第一部（法学履修者を対象）

研修期間は1期1年間、参加者は、第一部第13期生130人程度

イ 第二部（法学未履修者を対象）

研修期間は1期2年間、参加者は、第二部第12期生及び第二部第13期生各60人程度

(2) 家庭裁判所調査官養成課程

研修期間は1期2年間、参加者は、第12期生及び第13期生各45人程度

6 このほか、具体的な局課案件の進展状況、喫緊の課題等に応じて、別途研修を実施することがある。